

第8章 環境影響評価方法書について意見を有する者の意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解

「環境影響評価法」（平成 9 年 6 月 13 日法律第 81 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日法律第 41 号）第 40 条第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 7 条及び第 8 条第 1 項に基づき、令和 4 年 4 月 1 日から 5 月 9 日まで環境影響評価方法書を縦覧に供し、令和 4 年 5 月 23 日まで意見を求めました。提出された意見書は 5 通でした。

方法書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要及びそれに対する都市決定権者の見解は、表 8-1 に示すとおりです。

表 8-1 (1) 方法書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	No.	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	1	基幹インフラの老朽化が進む中、交通網の冗長性を確保し今後のまちづくりや災害時の対応に資する有意義な道路事業と考えることから、早期の事業化・供用をお願いしたい。	都市計画及び環境影響評価の手続きを適正に進め、対象道路の早期完成を図るべく、地域の方々のご理解とご協力が得られるよう努めながら、事業を推進してまいります。
	2	響灘の洋上に大規模な洋上風力発電事業が計画されている。それと近接して大規模橋梁の建設になると思われる本事業が進められた場合、微気象の変化等の相互作用が生じないのか、生じるとしたらどのような事象なのかなど、複合的な影響事象について準備書に記載、もしくは準備書に係る説明会において説明いただきたい。本事業で建設する道路構造が、当該風力発電事業のリソースである風況に及ぼす影響の有無や程度についても説明いただきたい。	風害の環境影響を受けるおそれのある地域は、「道路環境影響評価の技術手法」を参考に、建物高さの 2～3 倍程度と考えていることから、響灘地域において計画されている洋上風力発電事業の周辺に及ぼす影響は、ない又は極めて小さいものと考えています。 なお、事業実施段階及び供用後において、著しい影響が見られた場合には、専門家等の意見を踏まえて、関係機関と連携を図り、必要に応じて適切な措置を検討します。
環境全般	3	地域の環境保全に資するためアセス図書をいま少し充実していただきたい。	準備書については、「環境影響評価法」、「国土交通省令」、その他関連法令に基づき、「道路環境影響評価の技術手法」等を参考にして、地域の環境保全に関する内容の整理に努めました。 今後も、環境影響評価の図書の作成にあたっては、地域の環境保全に資する図書となるよう、内容の充実に努めます。
	4	彦島及び日明地区にインターチェンジを設置する場合は、当施設に係るアセスメントを実施する必要がある。	対象道路による環境への影響については、計画するインターチェンジ、ジャンクションを含めて、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置の検討を行いました。環境影響評価の結果については、第 11 章に記載しました。

表 8-1 (2) 方法書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	No.	意見の概要	都市計画決定権者の見解
環境全般	5	説明会では、現時点で詳細なルートの位置は未定と言っていた。北九州側では、工場群を通るのに、山口側は人家の上を通るのか。山口側の住民の生活に騒音や振動の影響を与えないでほしい。そのために山口側も、人家を通らないよう、ルート帯の上縁、すなわち沿岸の工場群を通るルートにしてほしい。そうすることで、福浦金刀比羅宮と北九州の鳥の往来などの自然は守られる。	ルート位置、構造の検討にあたっては、本事業の目的を勘案しつつ、走行性、アクセス性、安全性とともに、環境面や事業性（事業に要する費用や技術的な制約条件等）にも配慮のうえ、土地利用や他の都市施設等の計画との総合性、一体性を確保するよう検討しました。 対象道路は、位置及び基本構造の検討段階から、集落及び市街地、学校・病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設、重要な地形及び地質、注目すべき生息地、重要な植物群落、主要な眺望点及び景観資源、主要な人と自然との触れ合いの活動の場及びそれを取り巻く自然資源の通過をできる限り回避するとともに、自然環境及び土地の改変量を極力抑え、環境負荷を回避又は低減させた計画としています。 対象道路による環境への影響については、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置の検討を行いました。環境影響評価の結果については、第 11 章に記載しました。
	6	彦島は地形に富み、四季を通じて美しい自生の森林が残っており、その豊かな土壌のもと、多くの生物が生息している。江浦から荒田周辺の海岸線には多くの釣り人が年間を通じて釣りを楽しんでおり、海の街、彦島らしい景色である。海峡を航行する船舶の汽笛も美しく、サウンドスケープの街、彦島も魅力の一つである。その豊かで価値のある彦島の自然（森・海）を是非とも保護して頂きたい。	対象道路は、位置及び基本構造の検討段階から、集落及び市街地、学校・病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設、重要な地形及び地質、注目すべき生息地、重要な植物群落、主要な眺望点及び景観資源、主要な人と自然との触れ合いの活動の場及びそれを取り巻く自然資源の通過をできる限り回避するとともに、自然環境及び土地の改変量を極力抑え、環境負荷を回避又は低減させた計画としています。 対象道路による環境への影響については、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置の検討を行いました。環境影響評価の結果については、第 11 章に記載しました。

表 8-1 (3) 方法書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	No.	意見の概要	都市計画決定権者の見解
環境全般	7	橋梁の橋脚が海底に設置することになれば、海流への影響や水域に生息・生育する動植物への影響に関する調査も必要であるとともに、関門航路の航行船舶への安全の影響も注視すべきである。できるなら橋脚の設置場所を陸域部にしてほしい。	海域での対象道路の構造は、道路交通等へ与える影響、海上部の概略構造の適用可能性等を踏まえ、橋梁構造を採用しました。橋脚及び主塔は、航行船舶への安全を考慮し関門航路外の海域に計画するとともに、計画最低限の箇所数で必要以上に断面積を大きくしない計画としました。 対象道路による環境への影響については、海域に橋脚を設置することから、水質、底質、動物、植物、生態系に関する環境影響評価項目を選定し、適切に調査、予測及び評価を行いました。水質、底質、動物、植物、生態系の調査、予測及び評価の結果については、第11章(P. 11. 5-1～101、P. 11. 6-1～10、P. 11. 9-1～282、P. 11. 10-1～70、P. 11. 11-1～76)に記載しました。
	8	自然は一度壊せば、元には戻らない。50年前の関門橋で橋脚が2本なのだから、海に建てる橋梁の橋脚は何本も建てることなく、最新の技術で2本以下、できれば陸上に作ってほしい。自然環境への影響が軽微なら工事しても良い訳ではなく、回避できるなら回避すべきだ。自然を保護出来る方法やルートを選択すべきである。	ルート位置、構造の検討にあたっては、本事業の目的を勘案しつつ、走行性、アクセス性、安全性とともに、環境面や事業性（事業に要する費用や技術的な制約条件等）にも配慮のうえ、土地利用や他の都市施設等の計画との総合性、一体性を確保するよう検討しました。 対象道路は、位置及び基本構造の検討段階から、集落及び市街地、学校・病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設、重要な地形及び地質、注目すべき生息地、重要な植物群落、主要な眺望点及び景観資源、主要な人と自然との触れ合いの活動の場及びそれを取り巻く自然資源の通過をできる限り回避するとともに、自然環境及び土地の改変量を極力抑え、環境負荷を回避又は低減させた計画としています。また、海域での橋脚及び主塔は最低限の箇所数で必要以上に断面積を大きくしない計画としました。 対象道路による環境への影響については、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置の検討を行いました。環境影響評価の結果については、第11章に記載しました。

表 8-1 (4) 方法書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	No.	意見の概要	都市計画決定権者の見解
大気質・騒音・振動	9	彦島において、道路による騒音、振動、粉じん、排気ガス等による環境と人への影響を危惧している。	大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、粉じん等）、騒音、振動の影響については、環境影響評価項目に選定し、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置の検討を行いました。これにより、大気質、騒音、振動への影響はできる限り回避又は低減が図られていると評価しました。大気質、騒音、振動の調査、予測及び評価の結果については、第 11 章（P. 11. 1-1～101、P. 11. 2-1～114、P. 11. 3-1～58）に記載しました。
水環境	10	水環境への影響について、最新技術を用いても回避又は十分に低減することが出来ない場合は、根拠を明確に示すこと。	水環境に関する水質、底質の影響については、環境影響評価項目に選定し、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置の検討を行いました。これにより、水質、底質への影響はできる限り回避又は低減が図られていると評価しました。水質、底質の調査、予測及び評価の結果については、第 11 章（P. 11. 5-1～101、P. 11. 6-1～10）に記載しました。
動物	11	鳥類の調査時期について、4 季における調査としては、各季複数回実施すること。特に鳥類の渡り時期の 4 月～5 月、9 月～10 月、12 月～1 月に綿密な調査を実施すること。また、1 月～3 月は、海上に生息する鳥類（カモメ類、カモ類、ウ類等）を重点的に実施すること。	鳥類の調査については、専門家の助言を得ながら、生息の可能性のある種の生態を踏まえ、4 季ごとに適切な時期を設定し行うとともに、必要に応じて各季において複数回の調査を行いました。鳥類の調査については、第 11 章（P. 11. 9-2～18、24～50）に記載しました。
	12	鳥類の調査項目について、種、個体数、群れの数、飛翔方向、飛翔高度、行動（探餌、採餌、休息等）は最低必要な項目である。また、夜間の渡り調査として、およその種識別、群れの大きさ、渡りの頻度等をレーダーで観測調査すること。	鳥類の調査については、専門家の助言を得ながら、影響を的確に把握できるよう、適切に調査地点、調査地域、調査方法、調査時期等を設定するとともに、影響を把握するために必要な情報を収集しました。また、鳥類の渡りの調査については、「道路環境影響評価の技術手法」を参考に、専門家の助言を得ながら、確認しやすい時間帯である昼間を対象に行いました。鳥類の調査については、第 11 章（P. 11. 9-2～18、24～50）に記載しました。
	13	調査の不備や不十分さを補うために、過去の文献や記録を利用することは、最新の鳥類の動向の把握にはならないため、事業者が責任を持つことのできる調査を実施すること。	鳥類の調査については、専門家の助言を得ながら、影響を的確に把握できるよう、適切に調査地点、調査地域、調査方法、調査時期等を設定し行いました。鳥類の調査については、第 11 章（P. 11. 9-2～18、24～50）に記載しました。

表 8-1 (5) 方法書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	No.	意見の概要	都市計画決定権者の見解
動物	14	鳥類の調査期間について、鳥類の渡りは年毎の変化があり、1年間のみの調査では、鳥類に影響を及ぼす予測をするための事前調査としては不十分である。最低でも2年以上調査を実施すること。また、悪天候等の理由により、調査が予定どおり実施できないこともあるため、必ず予備日を設けること。	鳥類の渡りの調査については、「道路環境影響評価の技術手法」を参考に、専門家の助言を得ながら、生息の可能性がある種の生態を踏まえ、影響を的確に把握できる調査期間として1年間の2季を設定し行いました。鳥類の渡りの調査については、第11章(P. 11. 9-2、7、12、18)に記載しました。
	15	海上に今までなかった巨大な構造物ができることで、鳥類はある程度適応すると思われるが、影響は少なからずあるとの観点が必要である。北九州市は「渡り鳥の十字路」「渡り鳥の交差点」とも呼ばれ、生物多様性を環境施策としているが、この度の計画道路が生物多様性に対して影響が極力軽微になることを目標とし、民間事業の模範となるよう、丁寧な事前調査をしていただきたい。	鳥類の調査については、専門家の助言を得ながら、影響を的確に把握できるよう、適切に調査地点、調査地域、調査方法、調査時期等を設定し行いました。鳥類の調査については、第11章(P. 11. 9-2～18、24～50)に記載しました。
	16	小型鳥類は夜間に渡りをするが、海上を渡る際、計画道路の建設工事中も含め、橋梁が飛翔の障害となる可能性があることから、綿密な調査を実施すること。 また、冬期には多くのカモメ類が北九州に渡来し、海上で採餌・休息するなど、関門海峡は貴重な生息環境である。計画道路によって影響を受ける可能性があることから、綿密な調査を実施すること。中には希少な種（オオセグロカモメ：準絶滅危惧種）がいることに留意すること。	鳥類の渡りの調査については、専門家の助言を得ながら、影響を的確に把握できるよう、適切に調査地点、調査地域、調査方法、調査時期等を設定し行いました。また、調査は、「道路環境影響評価の技術手法」を参考に、確認しやすい時間帯である昼間を対象に行いました。鳥類の渡りの調査については、第11章(P. 11. 9-2、7、12、18)に記載しました。 海上鳥類の調査については、専門家の助言を得ながら、影響を的確に把握できるよう、適切に調査地点、調査地域、調査方法、調査時期等を設定し行いました。海上鳥類の調査については、第11章(P. 11. 9-2、8、13、18)に記載しました。
	17	例年2月～3月に北帰行のツルが彦島上空を通過する。「ツルの北帰行」が事業地上空を通っていることを地域特性に明記していただきたい。	ツル類の渡りについては、第4章(P. 4. 1-69)に記載のとおり、方法書の段階で、鳥類の渡りの経路等として整理していました。

表 8-1 (6) 方法書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	No.	意見の概要	都市計画決定権者の見解
動物	18	計画道路上空では多数のハチクマが飛翔していることが日本野鳥の会北九州支部の観察で確認されており、特に小倉北区と戸畑区の工場地帯上空で工場の排煙による上昇気流を利用して高度を上げている様子が見られる。ハチクマは高い高度を飛翔する個体ばかりではなく、悪天候、風向き、気圧変化により、海上数十メートルを飛翔する個体も少なくないことから、計画道路が飛翔の障害となり、影響を受ける可能性があることから、綿密な調査を実施すること。	猛禽類の渡りの調査については、専門家の助言を得ながら、影響を的確に把握できるよう、適切に調査地点、調査地域、調査方法、調査時期等を設定するとともに、影響を把握するために必要な情報として種名、飛翔ルート、飛翔高度等を調査しました。猛禽類の渡りの調査については、第 11 章 (P. 11. 9-2、7、12、18) に記載しました。
	19	彦島～関門海峡における「ヒヨドリの渡り」は、春秋に毎年のようにメディアにも取り上げられる、地域でも愛着の持たれている自然現象である。方法書本文に「ヒヨドリの渡り」を地域特性として明示的に記載、紹介していただきたい。	ヒヨドリの渡りについては、第 4 章 (P. 4. 1-73、P. 4. 1-75) に記載のとおり、方法書の段階で、一般鳥類 (渡り) の出現状況として整理していました。
	20	計画道路の高架構造がヒヨドリの飛翔空間に抵触する可能性があるのではないかと。彦島においては重要な自然現象であるため、「ヒヨドリの渡り」が生じる場所を「注目すべき生息地」に位置付けるなどにより、「ヒヨドリの渡り」に対する「道路の存在」に伴う事業影響について調査、予測・評価してほしい。 具体的には気象条件別に渡りの飛翔パターン等を把握し、渡り群が良く使う空間に高架や橋脚等を配置しない計画とすることを確認いただきたい。	ヒヨドリの渡りの調査については、専門家の助言を得ながら、影響を的確に把握できるよう、適切に調査地点、調査地域、調査方法、調査時期等を設定するとともに、影響を把握するために必要な情報として飛翔ルート、飛翔高度等を調査しました。ヒヨドリの渡りの調査については、第 11 章 (P. 11. 9-2、7、12、18) に記載しました。また、ヒヨドリへの影響については、生態系における特殊性の注目種・群集としてヒヨドリを選定し、飛翔ルート、飛翔高度等を踏まえた移動阻害への影響も含めて、予測及び評価を行いました。ヒヨドリの予測結果については、第 11 章 (P. 11. 11-53) に記載しました。
	21	鳥類の調査地点について、計画道路実施区域の海上とその周辺海上・陸地において調査することになるが、ヒヨドリの渡りにおける彦島の飛び立ち地点と小倉北区の上陸地点、及び飛翔コースを把握すること。また、冬期には海上に生息する鳥類を把握するため、必要に応じて船舶トランセクト調査もしくは船舶定点調査を実施すること。	ヒヨドリの渡りの調査については、専門家の助言を得ながら、影響を的確に把握できるよう、適切に調査地点、調査地域、調査方法、調査時期等を設定するとともに、影響を把握するために必要な情報として飛翔ルート、飛翔高度等を調査しました。ヒヨドリの渡りの調査については、第 11 章 (P. 11. 9-2、7、12、18) に記載しました。 海上鳥類の調査については、船舶トランセクトの調査方法により、冬季を含めた 4 季ごとに行いました。海上鳥類の調査については、第 11 章 (P. 11. 9-2、8、13、18) に記載しました。

表 8-1 (7) 方法書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	No.	意見の概要	都市計画決定権者の見解
動物	22	下関市彦島から 5 万羽を超えるヒヨドリの渡りが確認されている。近年における日本野鳥の会北九州支部の観察においても、彦島～小倉北区の渡りが確認されている。計画道路によって海上を渡るヒヨドリが影響を受ける可能性があることから、綿密な調査を実施すること。	ヒヨドリの渡りの調査については、専門家の助言を得ながら、影響を的確に把握できるよう、適切に調査地点、調査地域、調査方法、調査時期等を設定し行いました。ヒヨドリの渡りの調査については、第 11 章 (P. 11. 9-2、7、12、18) に記載しました。また、ヒヨドリへの影響については、生態系における特殊性の注目種・群集としてヒヨドリを選定し、飛翔ルート、飛翔高度等を踏まえた移動阻害への影響も含めて、予測及び評価を行いました。ヒヨドリの予測結果については、第 11 章 (P. 11. 11-53) に記載しました。
	23	計画道路周辺で海上を渡るヒヨドリ等を捕獲するハヤブサが確認されており、捕獲対象鳥類が出現すれば、海上の構造物への認識が薄れ、橋梁に衝突する可能性がある。ハヤブサは影響を受ける可能性があることから、綿密な調査を実施すること。	ヒヨドリの渡りの調査にあたっては、専門家の助言を得ながら、猛禽類による捕食行動の記録を含めて調査を行いました。ヒヨドリの渡りの調査については、第 11 章 (P. 11. 9-2、7、12、18) に記載しました。また、ヒヨドリを捕食する猛禽類への影響については、捕食行動を行う際の車道内への侵入を考慮したロードキルの影響も含めて、予測及び評価を行いました。ヒヨドリを捕食する猛禽類（ハヤブサ）の予測結果については、第 11 章 (P11-9-166、P11-11-49) に記載しました。
	24	カンムリウミスズメは 2014 年 5 月に 5 羽、2019 年 2 月に 6 羽が響灘で確認されている。カンムリウミスズメは海上をほぼ泳ぎながら移動しており、特に計画道路の建設工事において影響を受ける可能性があることから、綿密な調査を実施すること。	海上鳥類の調査については、専門家の助言を得ながら、影響を的確に把握できるよう、適切に調査地点、調査地域、調査方法、調査時期等を設定し行いました。海上鳥類の調査方法、調査結果については、第 11 章 (P. 11. 9-2、8、13、18、49～50) に記載しました。また、重要な動物種であるカンムリウミスズメについては、現地調査では確認されませんでしたが、専門家の助言を踏まえ、予測及び評価の対象としました。カンムリウミスズメの予測結果については、第 11 章 (P. 11. 9-156) に記載しました。

表 8-1 (8) 方法書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	No.	意見の概要	都市計画決定権者の見解
景観	25	方法書 P. 8-21 の表 8-3 (18) に「主要な眺望景観は、(中略) 地域の人々に古くから親しまれてきた身の回りの身近な自然景観も含みます」と記載されているが、主要な眺望景観と身近な景観(囲繞景観)は似て非なるものと思うので、景観の「調査すべき情報」について「身近な景観」は「主要な眺望景観」と切り分け、調査・評価の項目としてそれぞれ別個に扱っていただきたい。	景観の影響については、主要な眺望点に加えて、身近な自然景観に係る眺望点を選定し、眺望点ごとに調査、予測及び評価を行いました。景観の調査、予測及び評価の結果については、第 11 章 (P. 11. 12-1~42) に記載しました。
	26	文化的景観は一日にしてならずである。環境に配慮した文化的景観の観点を、大切にして頂きたい。	景観の影響については、「道路環境影響評価の技術手法」を参考に、「自然的環境と一体をなしている景観資源を眺望点から眺望する景観」を対象に、調査、予測及び評価を行いました。景観の調査、予測及び評価の結果は、第 11 章 (P. 11. 12-1~42) に記載しました。
文化財	27	彦島には、平家の最後の砦「根緒城(ねごろじょう)」や平清盛の遺骨を埋めたとされる「清盛塚」、幕末の高杉晋作や騎兵隊の足跡・伝承、構造として残っている「攘夷戦砲台跡」、日露戦争時に造られたバルチック艦隊を迎え撃つための「水雷発射基地跡」等、歴史上重要な地域資源が分布している。第 4 章(地域特性)の文化財に追記していただきたい。	地域特性で整理する文化財については、第 4 章 (P. 4. 2-72~75) に記載のとおり、「国土交通省令」等に基づき、「文化財保護法」又は「文化財保護に関する条例」で指定された名勝、天然記念物、史跡、建造物を整理しています。

表 8-1 (9) 方法書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	No.	意見の概要	都市計画決定権者の見解
環境影響評価手続き	28	現在、橋梁の設計や施行者が未定である。これらが明らかになった時点で、方法書の見直し、改訂し、再度意見を求めることが必要ではないか。	本環境影響評価は、「環境影響評価法」及び「山口県環境影響評価条例」、「福岡県環境影響評価条例」、その他関連法令等に基づき適切に手続きを進めています。 方法書は、計画の検討段階において、事業実施による環境への影響を想定した上で、環境影響評価においてどのような項目について、どのような方法で調査、予測及び評価を行うかととりまとめたものです。そのため、方法書では、計画の熟度を踏まえ、事業特性として事業実施区域や、想定される構造、車線数等を記載し、環境影響評価法第八条に基づき適切に意見聴取を行いました。 準備書では、事業特性として検討したルート位置、構造等を記載するとともに、事業による影響として環境影響評価の結果を明らかにし、同法第十八条に基づき適切に意見聴取を行います。
	29	2021 年 1 月に開催された配慮書審査会において、審査会委員から重要な指摘があった。 1) この道路がいかに必要か、住民にとって必要か、ということに非常に重点が置かれ、環境への影響が軽視されているという意味の指摘。 2) 計画道路が橋なのかトンネルなのか、さらに計画道路のルートが配慮書に明記されておらず、配慮書としては不適當という意味の指摘。 国による公共事業が環境アセスを軽視するかのような配慮書の内容であったことは、反省していただきたい。民間事業の模範となるような環境アセス手続きを実施すること。	本環境影響評価は、「環境影響評価法」及び「山口県環境影響評価条例」、「福岡県環境影響評価条例」、その他関連法令等に基づき適切に手続きを進めています。 環境影響評価の図書については、「環境影響評価法」等に基づき、配慮書で意見聴取した住民意見、関係する地方公共団体の長からの意見、主務大臣意見を踏まえて方法書を作成し、その方法書で意見聴取した住民意見、知事意見を踏まえて準備書を作成しました。 今後も、「環境影響評価法」等に基づき、住民意見、知事意見、主務大臣意見を踏まえて環境影響評価の図書を作成し、適切に手続きを進めます。
	30	適時、彦島での説明会を設けてほしい。また、十分な周知も必要かと思う。	準備書の説明会については、計画の熟度を踏まえ、計画路線に近傍する地域での開催を検討します。また、説明会の開催にあたっては、事前の周知に努めます。